

2020年度 トリアス 主要事業について

昨年は、トリアス事業開始から20年が経過し、3月9日、甲府市内のホテルで、20周年記念式典が甲府市長始め地元自治会関係者、トリアス職員の皆さんが出席し、盛大に開催されました。

また、平成から令和へと元号が変わり、新天皇が即位し、新たな時代の幕開けとなり、歴史的にも大きな転換機でありました。

本年は、東京オリンピックが開催され、世界各国から多くの選手・観光客が日本を訪れます。一方、中国で発生したコロナウイルス感染症は日本を始め世界各国に蔓延し、国民の安心・安全な生活を脅かしています。当法人は、多くの利用者を預かる施設として、職員一丸となり、利用者の安全に万全な体制を築いて行きます。

また、団塊の世代が全て75才以上となる2025年まであと5年余。「高齢者人口の急増」から「現役世代の急減」へと、その局面は変化して行きます。さらに、2040年には、我が国は世界のどの国も経験したことのない「超少子高齢・人口急減社会」を進んでいくことになります。

このため、国は 全世代型社会保障の仕組みづくりを進めるため、70歳までの就業機会確保と、非正規労働者の勤務環境の見直しを進

めようとしています。

また、今年 4 月から介護分野に外国人特定技能労働者が本県に 60 名程度に就労することが見込まれています。

このような中、令和 3 年度には、介護報酬の改定があるが、社会保障関係費は 高齢者の増加に伴い給付抑制が強まる厳しい状況にあります。

トリアスでは、こうした社会環境の変化に適格に対応しながら 主要事業の目標を立て、経営の安定、利用者サービスの充実に努め、併せて、職員一人ひとりが時代の変化に対応できるよう意識改革を図り、利用者さんのサービス向上に努めていきます。

1 優秀な介護人材の確保について

介護人材不足に対応するためには、職場環境の充実に努め 優秀な職員の確保を図ること。また、介護分野で、将来、外国人材に頼らざるを得ない状況にある。

トリアスも 外国人特定技能労働者の採用を見据え、外国人のマナー・教育環境づくりや、職員の理解を深めるため、独自の取り組みを検討していく。

2 職場環境の充実

職員の働きやすい職場環境を作るため、非正規労働者の待遇改善や育児休業、介護休暇を取り易い体制づくり、定年制の延長等に取り組んで行く必要がある。

また、職員の資質、専門技術を高めるため、今後も介護福祉士等の資格取得者に対し、支援することや職員の研修の充実に努めていく。

3 地域貢献への取り組み

社会福祉法人には、地域の核として、地域貢献を行う責務がある。

トリアスでは、従来から行っている道路清掃や、玉諸公園、濁川河川清掃などの活動、玉諸地区住民運動会への参加を引き続き行う。今後は、これらの活動に加え、令和2年度には、認知症カフェの開設、地域の皆さんの介護相談に取り組んでいく。

4 社会福祉充実計画

甲府市に、平成28年、社会福祉充実計画を提出し本年は4年目を迎える。

計画の中身は、居宅介護事業所、地域包括支援センターの事務所整備、また、地域の高齢者の為 住民サロンや、介護サービス施設の建設を目指している。令和2年度には、土地の確保を図り、建物の事業規模、サービス内容を詰める予定である。

5 一人ひとりに適した利用者サービス提供

- ・利用者ニーズに合った介護サービス提供や、入所者の心に沿った介護を心掛ける。そのためには
- ・ レクリエーションの充実（外出機会やレクリエーション実施。）
- ・ ヒヤリハット・転倒、誤薬など事故防止対策の徹底
- ・ オムツOに向けた取り組みを推進していく。

6 健全経営・安定した収入 施設整備

- ・収入確保では、入所・デイ・サービスの利用者増の取り組み
- ・支出、経費の見直し

燃料、電気、オムツ、修繕経費など経費減への取り組み

職員の要員適正化、人件費の縮減などに取り組む

- ・経年劣化している施設設備への対応（別紙）

7 事故防止、事故の原因、再発防止の強化

- ・誤薬・転倒防止の徹底。

- ・事故防止委員会で、事故・ヒヤリハットの発生した現場を確認し 現場職員を交え、一つ一つ対応策を検証する。

一方、介護サービスの苦情に対応するため、事故防止委員会の検討を通じ 全職員に対し、自己、ヒヤリハットを起こさせない意識改革や施設としての改善策にも取り組んでいく

○インフルエンザ、ノロウイルス等の感染を防ぐため職員に
感染対策を徹底させる

令和2年度和人会事業計画

施設目標

ご利用者及びご家族の希望を最大限尊重し、一人ひとりに適したサービスを提供することにより、全ての方々にご満足いただける日常生活の支援に努める。

長期入所稼働率	98%	延べ利用者数	27.154人
短期入所稼働率	95.89%	延べ利用者数	5.600人
通所介護稼働率	87.47%	延べ利用者数	9.500人を目標とする。

介護老人福祉施設

1 個別ケア

特別養護老人ホームは居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化が図られる為、今後より一層の効果的な個別ケアが求められる。①から④について重点的に取り組んでいきたい。

- ① ご利用者様の今までの生活を踏まえ、個人にあった質の高いサービスが提供できるよう自己研鑽し、利用者のニーズを把握し、その人の思いを尊重した生活が送れるようにする。
- ② 報告・連絡・相談はチームマネジメントの根幹である。関係部署との連絡・報告・相談・引継ぎを日ごろより行い、仕事上の問題点を速やかに発見し共有することでケアマネジメントのみならずご利用者やそのご家族との信頼関係を築いていきます。
- ③ すべての職員を対象に、パットの装着の方法を基礎から学び、またテーナマイスターの取得を目指し、ご利用者様、本人に合った排泄パターンを基にパットの交換を行う事で、パットの無駄をなくし、経費削減、職員の負担軽減につなげていく。

④ 認知症に関する専門的知識、技術の向上に努め、行動、心理症状の現象だけにとらわれた対処方法を考えていくのではなく、身体的要因や心理的要因のみならず環境や人との関係性にも着眼した適切で丁寧なケアを提供していきます。

2 看取り介護

ご利用者の尊厳が守られ苦痛のない穏やかな最期が迎えられるように多職種で協力し、ご希望に沿ったサービス提供に努めていく。施設入所契約時、ターミナル期にはいった時点で最期の迎え方についてご利用者及びご家族の意向を伺い、希望にあった施設看取り介護を行っていく。

また、全職員が不安なく看取りができるように勉強会等実施していく。

3 感染症予防と早期発見及び感染拡大を防ぐ

日常の健康管理を行い、ご利用者が穏やかに日々の生活が送れるように看護、介護を行っていく。

コロナウィルス感染症対策など、新しい感染症の発生時には、感染症対策委員会を中心に、新しいマニュアルの作成を行う。また、配置医師の指示や、近隣施設の対応をみて、緊急の対応について検討し、早期の感染予防に努め、利用者の安全の確保の為に、職員一丸となって取り組んでいく。

職員の健康管理、感染予防の徹底を図り、職員が感染源にならないように努める。

4 身体拘束しないケアと事故防止への取り組み

ご利用者に対して、尊厳をもって身体拘束等の行動制限をしないケアを徹底する。やむを得ない場合には身体拘束の3原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし合わせた検討を行う。

ご利用者が安全で安心な生活が継続できるようリスクマネジメントを行い事故防止に努める。ヒヤリ・ハットと事故の取扱方法を変更し、重大な事故を未然に防げるようにリスクマネジメントの体制の強化を図る。

来年度も職員が事故、ヒヤリ・ハットの内容について分析・理解する事により、重大な事故を未然に防げるように、日々のケアに努めていく。

5 人材育成と意識改革

質の高いサービスの提供・専門的技術・知識の向上を図る為、介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得や教育委員会を中心とした施設内研修の充実を図る。外部講師を招き、専門性に特化した研修や今後多様化していく社会情勢に合わせた研修を取り入れていく。また介護の専門性

を体系化するため、事例研究を継続的に行い、老施協の研究総会での発表をしていく。

若年職員で構成するグループを作成し、オンライン教材（メディパス）を用いて、知識の向上、試験対策等スキルアップを図っていく。また、グループ育成を通して得た経験を、将来外国人技能労働者を雇用した時に活かせるような体制を築いていく。

6 令和2年度年間行事・レクリエーション計画

	行事	地域協力機関	レクリエーション
4月			買い物・花見
5月			バラ園
6月			動物園
7月	納涼会	境川保育園	七夕飾りつけ
8月			流しそうめん
9月	敬老会	玉諸保育所	お茶会
10月	運動会	友愛保育園	お茶会
11月			紅葉狩り
12月	忘年会・餅つき	甲府みなみ幼稚園	年賀状作成
1月			おとその会・書初め
2月			節分
3月			雛飾り・イチゴ狩り

令和2年度からは、音楽療法が現在の第1、第3木曜日から、第2、第4水曜日に変更になる。

7 食事サービス

食中毒防止のため大量調理マニュアルにそって安全・安心な食事を提供するとともに、看取り介護を見据え、ご利用者の体調や好みに合わせた要望にきめ細かな食事提供を行えるよう、委託給食会社の栄養士・調理師を中心として安定した厨房運営ができるように体制を整える。

地域包括支援センターと連携し、介護保険支援事業や家族介護教室、またデイサービスでの集団栄養指導などへの参画を行なう。

災害・非常時にも利用者が安心して過ごすことができるよう、福祉避難所も想定した非常食の備蓄・食事関連備品等の整備に努める。

食中毒 0件

非常食 200人分を5日間（15食分）備蓄

介護保険支援事業・家族介護教室 年1回
デイサービス栄養指導 年12回

を実現する。

8 ボランティア活動の推進

地域貢献事業の一環として、地域イベント、清掃活動等の奉仕活動に取り組んできた。オレンジカフェの開催を行い、より一層地域に貢献できるように取り組んで行く。

職員ボランティアの年間計画

	活動計画	実地計画
4月	12日 玉諸神社清掃 朝7時～	13日トリアス前 歩道清掃
5月		11日トリアス前 歩道清掃
6月		8日トリアス前 歩道清掃
7月	未定 玉諸地区納涼盆踊り練習	13日トリアス前 歩道清掃
8月	15日 玉諸地区納涼会参加	3日トリアス前 歩道清掃
9月		14日トリアス前 歩道清掃
10月	玉諸地区体育祭参加	12日トリアス前 歩道清掃
11月	23日 濁川清掃 朝9時～	9日トリアス前 歩道清掃
12月	6日 玉諸公園清掃 朝9時～	14日トリアス前 歩道清掃
1月		12日トリアス前 歩道清掃
2月		8日トリアス前 歩道清掃
3月		8日トリアス前 歩道清掃

9 その他

介護記録システムの導入し、2年が経過した。職員もシステムになれ、記録に費やしていた時間を別の業務にあてる事が出来ている。今後は、利用者様の状態に合った、福祉用具、見守り機器の導入を検討し、利用者様の安全の確保、職員の負担軽減に取り組んでいく。

社会福祉充実計画が4年目を迎える。社会福祉法人として地域にどのようなサービスが必要か、トリアスが成長するためには、どんな事業を展開していけば良いのか、地域の声や、職員提案など様々な意見を聞き、検討していく。

トリアスデイサービスセンター

1 利用者数の確保、サービスの質の向上

居宅や地域包括支援センターと連携をとり、難しい対応を必要とする利用者にも、きめ細かいサービスを提供していく。月初めの実績報告は、各事業所を訪問し顔が見える関係を強化していく。利用者様、御家族、ケアマネージャーから信頼していただけるデイサービスを目指し、一日平均利用者数は、月曜日から土曜日は27名を、日曜日は25名を目標とし、年間利用者数9,500名を目指して、追加の利用やサービス提供時間外の延長利用など、個別のニーズを柔軟に対応し、利用者様の満足度を上げていく。

2 新たな加算算定に向けての取り組み

認知症加算の取得にむけて、登録されている利用者様の日常生活自立度を把握していく。日常生活自立度Ⅲ以上の方を積極的に受け入れ、算定基準である全体の20%を目指していく。

3 在宅生活継続のための支援を強化

在宅生活継続の為に、利用者様の自立の維持、改善に努め活動性を上げて意欲や活力を取り戻すことができるよう支援していく。御家族に対しては、在宅生活を継続できるよう家族介護の負担軽減を図っていく。

希望に応じて、外出レクを企画する。ケアマネージャーから依頼があれば1対1での買い物支援も行っていく。

甲府市南東地域包括支援センター

令和2年度は、第6次甲府市高齢者支援計画の最終年度となるために、引き続き甲府市で提示している運営方針に従って運営していく。また、第7次策定準備年度でもあり、包括の現状などもきちんと伝えて計画に反映ができるようにしていくとともに、2021年度介護保険改正に向けて、アンテナ高く、スムーズに移行ができるように努めていく。

当法人で、オレンジカフェを開催する予定になっているために、運営に協力し、認知症の方や家族の居場所を提供し、住み慣れた地域になることができるように尽力していくこととする。また、昨年度、玉諸地区や甲運地区では生活支援体制整備事業の協議体が発足したため、今年度は里垣地区も協議体が発足できるよう生活支援コーディネーターとも協力し、地域課題や住民ニーズを把握し、地域の力が最大限に発揮できるようにしていく。

また定員を確保しつつ、包括内の環境整備や人材育成に努めていく。

1. 地域包括ケア体制の深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、エリア内の介護支援専門員の協力を得ながら自立支援型地域ケア会議など個別の地域ケア会議を意識して6回以上開催する。

2. 介護予防ケアマネジメント業務

元気アップチェックにより把握された生活機能低下のある方の高齢者への訪問を70%以上行い、住民の健康や生活機能の維持向上に励む。

3. 総合相談支援業務

年度初めに総合相談分析・地域課題把握を行い、地区組織の会合や機関紙を通し、地域へフィードバックする。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネ交流会や一人居宅交流会を年に3回以上開催する。

5. 権利擁護業務

エリア内の介護支援専門員と連携を図り、虐待予防・早期発見・介護者の孤立予防を図る。また、地域の住民に対して、権利擁護の講習等を開催していく。

6. 認知症施策推進事業・認知症高齢者見守り事業

当法人内で開催する予定のオレンジカフェの企画運営への意見や普及啓発をしていく。

7. 家族介護支援事業

家族介護教室開催を年 1 回以上開催する。

8. 生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業の協議体に参画し、地域力を高めていく。

9. 地域包括支援センターの機能や役割の周知

手に取って読んでもらえる機関誌を年 6 回発行し、地域包括支援センターの周知を図る。

10. 地域密着型サービス事業への支援業務

事業所が地域と連携をし、地域に密着した開かれたサービス事業所となるよう支援する。

居宅介護支援事業所 事業計画

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り自宅において、個人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにしていく。

医療と介護の連携で切れ目のない支援が受けられるよう多職種協働をすすめていく。

1、在宅生活継続への支援

デイサービス・ショートステイ・包括支援センターなど法人内の連携を強化し、スムーズなサービス提供ができるようにする。

甲府市周辺在住のケースも含め受け入れを積極的に行っていく。

2、関係機関との連携と協働

利用者の心身状況、その置かれている環境に応じて、適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるように配慮する。

終末期となっても在宅での生活が継続できるよう主治医や医療機関と連携を密に取り合い、きめ細かく適切なサービスを提供する。

3、利用者の尊厳を守る

居宅介護支援の提供にあっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、当人に適切なサービスが提供されるよう支援する。

4、専門職として自己研鑽に努める。

対人援助職としての専門性を磨き利用者に還元するために、計画的な研修計画を立て自己研鑽していく。また、他事業所とも協力し事例検討会をし、そのなかで地域課題のヒントを見つけていく。

24時間体制を確立し、支援困難ケースも積極的に受け入れていく。

会議、委員会関係

1. 会議

①理事会・評議員会

事業計画、予算、決算等寄付行為に定める事項を審議し、議決、又は承認する。

②運営会議

【目的】

施設の各種業務が、施設の理念に基づいたあるべき姿に向かいつつ推進できるよう、月1回、代表職員による協議・検討の場として運営会議を開催する。

(毎月第2火曜日開催；施設長、副施設長、事務長、顧問、介護主任統括リーダー、2階リーダー、3階リーダー、デイサービスリーダー、管理栄養士、生活相談員、事務職員)

③リーダー会議

【目的】

多職種との情報の共有や意見交換を行い、相互に質的業務を担保するため開催する。

(毎月第4水曜日開催；施設長、各リーダーにより構成)

④定例会

【目的】

各会議・委員会の内容を伝達する。チーム毎の課題について、検討する。

(毎月流動的に開催；各部署、各チームの職員)

2. 各種委員会活動

①**教育委員会**（毎月第火曜日）

人間性を養い知識と技術の向上を図り、質の高いケアが実践できる職員の資質向上を目指す。

i、施設内研修：新採用オリエンテーション、新人教育担当者及びリーダー

等によるプリセプター集会、事例研究発表会、ケーススタディ等

ii、施設外研修：参加の啓発、伝達講習の実地

iii、各種資格取得：キャリアアップの啓発（介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士等）等

②**感染症対策委員会**（毎月第1火曜日）

感染症に対して抵抗力が弱い高齢者が集団生活する施設である事を踏まえ、感染症の予防体制の整備や、発生時の迅速で適切な対応を図るため委員会を構成し、平常時から実践できるよう対応策を推進する。

員

現

教育委員会と協働による研修会の開催、吐物処理等の実習を伴う研修、現場への突撃審査実地。

③**食事サービス委員会**（毎月第一火曜日）

ら

施設のご利用者に、安全で美味しい食事が提供できるように、各部門から出される改善点等の意見交換を通して、日々の食事に反映させ、食事サービスの向上に努める。

④**事故防止委員会**（毎月第4金曜日）

で

施設サービスの提供にあたり、事故がなく、利用者が安全・安心に施設での生活を送ることが出来るように、調査研究を行う。

i、ヒヤリ・ハット集計結果の分析、検討

ii、KYT等学習会

iii、事故防止に関する施設内事故の分析・対応（投薬ミス等）

⑤**身体拘束委員会**（毎月第4金曜日）

身体拘束を行わないことを基本に位置付けた施設サービスを提供するため、その推進を行う。

- i、身体拘束11項目及びスピーチロック廃止のためのとりくみ
- ii、高齢者権利擁護の検討と実践
- iii、施設外学習への参加 等

⑥**広報委員会**（毎月第1金曜日）

施設での日常を、御家族や関係機関等にご紹介する事により、施設での生活についてご理解頂くとともに、ご要望等もお寄せいただけるよう施設の情報を発信している。

- i、「トリアスだより」発行：年4回
- ii、全国老人福祉施設協議会実地の「ふれあい写真コンテスト」への参加

⑦**レクリエーション委員会**（毎月第3金曜日）

レクリエーション活動の提供を通して、利用者の日常生活の充実を目指す。

- i、室内レクリエーションの充実（音楽療法、お誕生会、喫茶店等の開催）
- ii、外出（いちご狩り、バラ園見学、紅葉狩り等で季節感を味わっていただ

く）

⑧**衛生委員会**（毎月第4金曜日）

労働安全衛生法第18条の規定に基づき、トリアス衛生委員会を設置し、職員の健康管理の適正及び災害防止、並びに職場環境の改善を図る。

- i、職員健康診査の実施状況、職場環境改善等について話し合う
- ii、健康検査の結果を元に個別相談を行い、精密検査の実子、生活改善に取り組む<<衛生管理者：>>

3. 老施協研究総会

日頃のケアで実践している事例をまとめ、県の老人福祉協議研究会で、発表する。毎年3件程度の事例を発表している。

4. 学生実習等

介護老人福祉施設での介護、看護を学ぶ学生等のため、以下のような機関や個人の実習を受け入れる。

①**大学・専門学校関係**

山梨大学、山梨学院大学、山梨学院短期大学専攻科、甲府看護専門学校

②**高等学校・中学校**

甲斐清和高校福祉科、県立かえで支援学校

5. 傾聴ボランティア

平成23年度から、ご利用者の心豊かな日常の確保を考えて、地元の方のご協力のもと、傾聴ボランティア活動を開始した。

なお、ご利用者の安定のみならず、外部から参加者を得る事で職員に緊張感が生まれ、業務の資質向上も期待できる。現在在籍者は8名で活動している。